

香芝市公告

生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第１０条の規定に基づいて買取り申出のあった生産緑地について、同法第１３条の規定に基づき取得を希望される方への斡旋を行っています。

取得を希望される方は申し出て下さい。

令和５年４月１８日

香 芝 市 長 福 岡 憲 宏

１ 斡旋する土地

生産緑地の区域	買取申出日
香芝市逢坂七丁目１７８－１ 香芝市逢坂七丁目１７８－７	令和５年３月２７日

２ 申出場所

香芝市役所 都市創造部 都市計画課

TEL ０７４５－７６－２００１（内線２０４）

３ その他の事項

- ・ 買取り申出の日から３箇月以内に所有権の移転が必要です。
- ・ 農地法（昭和２７年法律第２２９号）による農地を取得できる方に限ります。